様式第22号の2

新高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書

土清福発第 号

　 年 月 日

 様

 土佐清水市福祉事務所長

　　 年 月 日に申請のありました新高額障害福祉サービス等給付費の支給について障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第７６条の２に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象者氏名 |  | 受給者証番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受付年月日 | 　　　年　　　月　　　日 | 決定年月日 | 　　　年　　　月　　　日 |
| 障害福祉相当介護保険サービスに係る本人支払額（注） | 円 | 申請に係る障害福祉相当介護保険サービス利用月 | 年　　　　月分 |
| 支給 | □する　　□しない | 支給金額 | 円 |
| 不支給の理由 |  |

（注）生活保護受給者等の方については、生活保護制度における介護扶助等の金額を記載（本人支払額があれば分けて記載）しています。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 振込先 |  | 金融機関 |  |
|  | 口座種目 |  |
|  | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 口座名義人 |  |

不服申立て及び取消訴訟

1　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に高知県知事に対し審査請求をすることができます。

2　また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に土佐清水市を被告として（訴訟において土佐清水市を代表する者は土佐清水市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

（１）審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

問い合わせ先

土佐清水市福祉事務所　　　住所　高知県土佐清水市天神町11-2　　　電話　0880-82-1118